

指定の効力の停止中(業者一覧表)

業者名	代表者名	所在地	停止期間	理由
有限会社池工務店	代表取締役 池 三陽	高知市南元町63番地	R6.12.17 ~ R7.2.16	高知市下水道条例 第7条の2第1項に該当

高知市下水道条例(昭和37年条例第7号)

(排水設備工事指定業者等の指定又は登録の取消し又は停止)

第7条の2 管理者は、排水設備工事指定業者又は責任技術者が下水道関係法令、この条例、高知市団地下水道条例(平成7年条例第14号)及び高知市農業集落排水処理施設条例(平成20年条例第28号)又はこれらの条例に基づく規程等に違反したときその他規程で定める場合に該当するときは、当該排水設備工事指定業者の指定又は当該責任技術者の登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内においてこれらの効力を停止することができる。

2 前条及び前項に定めるもののほか、排水設備工事指定業者及び責任技術者について必要な事項は、規程で定める。